

令和 5年 2月 22日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 大喜多 治年

第18期 第7回組合会会議録の掲載について

前略 厚生労働省保険局保険課長通知（保保発1226第1号）に基づき、
「第18期 第7回組合会会議録」を掲載します。

草々

第 18 期 第 7 回 組 合 会 会 議 録

1. 日 時 令和 5 年 2 月 17 日(金) 午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分
2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 会議室
3. 議 案
 - 第 1 号議案 令和 5 年度事業計画及び令和 5 年度収入支出予算について
 - 第 2 号議案 令和 5 年度健康保険料率・介護保険料率について
 - 第 3 号議案 組合規約の一部変更について(適用事業所の異動)
 1. 事業所の編入について
 2. 事業所の削除(脱退)について
 3. 事業所の所在地変更について
 - 第 4 号議案 個人情報保護管理規程 別表 1 および 2 の一部追加について
 - 第 5 号議案 保健事業補助金支給規程の一部変更について
 - 第 6 号議案 財産管理規程の一部変更について
 - 報告事項 1 会計事務取扱規程の整備について
 - 報告事項 2 保有財産の保有方法について
 - 報告事項 3 第 19 期 組合会議員総選挙について
 - 報告事項 4 第 19 期 監事選挙について
4. 招集年月日 令和 4 年 12 月 19 日
5. 議 員 定 数 34 名
6. 出 席 議 員 34 名 (内 書面出席 12 名)
 - ① 選定議員 17 名 (内 書面出席 6 名)
大喜多 治年、尾形 元、小田 浩司、桑原 秀明、中川 芳近、平野 育哉、若林 利典、
内田 達也、五十嵐 秀夫、藤岡 俊彦、西村 雅司
書面出席：垣見 俊之、中田 伸治、桜井 聡、松吉 宏明、吉村 良太、太田 充紀
 - ② 互選議員 17 名 (内 書面出席 6 名)
山本 進、佐久間 栄次、中村 雅次、宝谷 太郎、渡辺 隆、成澤 信彦、鬼塚 正憲、
西 健悟、前田 顕、黒口 清、徳岡 英雄
書面出席：中村 貞、北川 正英、阿部 靖枝、加藤 和彦、瀬野 大輔、西尾 文隆
7. オブザーバー 1 名 (伊藤忠商事株 岩田 憲司)

定刻午後 3 時 30 分、議員定数 34 名のうち 34 名の出席(うち 12 名は書面出席)があり、健康保険法施行令第 9 条の規定による定足数を満たしていることを確認のうえ、議長が開会を宣した。議事録署名人に、選定議員の五十嵐 秀夫 氏、互選議員の徳岡 英雄氏を指名し、これを承認した。

[議長]

健康保険法施行令により私が議長を務めさせていただきます。議員の皆様、本日はご多忙にも関わらずご出席いただき、ありがとうございます。それでは、これから議事に移らせていただきます。

本日の議案は、先にご送付申し上げました「議案書」の通り 6 議案と報告事項 4 件です。各議案の説明は、常務理事より行なわせていただきます。

[常務理事]

それでは、第 1 号議案 令和 5 年度事業計画(案)及び令和 5 年度収入支出予算(案)についてと第 2 号議案 令和 5 年度 健康保険料率・介護保険料率については、各々関連しておりますので、一括して説明いたします。

健保組合では、被保険者の皆様からお預かりした保険料を使って、保険給付費や納付金を負担し、保健事業を適切に行い、支出が予算を上回ることはないように運営します。

健保組合の予算は収入支出均衡予算とし、収入支出差引額は 0 円となり、この点が黒字・赤字・±0 円の 3 通りの予算がある一般企業と異なる点です。

収入と支出の額が同額となるように予算を立てますが、収入は別途積立金繰入、支出は予備費の科目で調整します。収入支出差引額において黒字であれば予備費を計上し、赤字であれば別途積立金繰入を計上し、収入支出差引額が±0 円となるようにします。予算を超える支出という事態が発生しないように予備費を計上し、幅を持たせた予算を組んでいます。

第 1 号議案 令和 5 年度事業計画(案)及び令和 5 年度収入支出予算(案)及び第 2 号議案 令和 5 年度健康保険料率・介護保険料率についての説明です。

令和 4 年度決算見込みは、保険給付費が対予算比約 69 百万円増の 15,684 百万円となったものの、保険料収入において対予算比約 318 百万円増の 30,016 百万円となったことで、黒字決算となる見通しです。保険料収入増の要因は、1 人当たりの平均年収が約 11 万 5 千円増えたことによります。

令和 4 年度決算見込みの収入支出差引額は約 1,943 百万円のプラスで、経常収入支出差引額は約 1,687 百万円のプラスとなる見込みです。

当健保組合の決算は、コロナの影響で受診控え等もあり、令和 2 年度から令和 4 年度まで黒字が続きました。しかし、令和 5 年度は、これまでの反動を見込み赤字を予想しておりますが、その赤字幅を予測するのは難しいため、固めの数字で予算を組んでいます。

令和 5 年度予算における別途積立金 3,300 百万円と予備費約 2,056 百万円の差引額 1,244 百万円の赤字幅をみて予算を組んでいます。

令和 5 年度予算の収入は、別途積立金繰入 3,300 百万円を計上し、約 34,757 百万円としています。

次に、保険料予算収入の前提条件である当健保組合の被保険者数、保険料率等の適用状況についてですが、令和 5 年度予算の被保険者数は令和 4 年度決算見込みに対して 770 人増の 58,600 人を見込んでいます。

令和 5 年度予算の平均標準報酬月額額は 367,800 円／人、賞与額は月額額の 3.28 ヶ月分 1,206,384 円／人を見込み、平均年収は 5,619.9 千円とし、令和 4 年度決算見込みの平均年収 5,564.9 千円に対して 1%増としています。

保険料免除者数を除いた令和 5 年度の平均被保険者数は令和 4 年度決算見込 56,957 人に対して 773 人増の 57,730 人としています。

これらより、令和 5 年度予算の保険料収入と調整保険料収入の合計は、令和 4 年度決算見込額約 30,428 百万円に対して 719 百万円増の約 31,147 百万円とし約 2%増を見込んでいます。

令和 5 年度の健康保険料率は、引き続き 9.60%でお願いしたいと思います。

令和 5 年度調整保険料率は 0.13%となり、その結果 9.47%分が保険料収入となります。

収入について

	R4 年度決算見込①	R5 年度予算②	②/① (%)
健康保険収入	30,024,010	30,732,403	102.4
調整保険料収入	412,048	422,774	102.6
退職積立金繰入	0	54,000	—
別途積立金繰入	0	3,300,000	—
国庫補助金	12,867	18,587	144.5
財政調整事業交付金	241,000	210,887	87.5
その他収入	25,069	18,389	73.4
収入合計	30,714,994	34,757,040	113.2
経常収入合計	30,047,342	30,818,226	102.6

(注) 保険料率 9.60%のうち調整保険料分 (R5 年度は 0.13%) を調整保険料収入として計上し、財政調整事業拠出金として支出する。

(注) 財政調整事業交付金: 財政調整事業拠出金を財源として、一定基準を超える高額医療費の一部が還元される。

適用状況については、次のとおりとなります。

		R4 年度決算見込	R5 年度予算	②/① (%)
適用 状況	事業所数 (3 月末)	217	217	100.0%
	平均被保険者数 (人)	57,830	58,600	101.3%
	平均標準報酬月額 (円)	364,200	367,800	101.0%
	平均標準賞与額			
	① 一人当たり (千円)	1,194.5	1,206.4	101.0%
	② 支給月数	3.28 月	3.28 月	100.0%
	扶養率 (人)	0.69	0.69	±0 p
料 率 (%)	健康保険料率	9.470%	9.470%	100.0%
	調整保険料率	0.130%	0.130%	100.0%
	合計	9.60%	9.60%	100.0%
	法定給付費等に要する保険料率	8.31%	9.28%	0.97 p
	実質保険料率	8.94%	9.92%	0.98 p

(注) 法定給付費等に要する保険料率 = (法定給付費 + 納付金) ÷ 総報酬年額

実質保険料率 = 経常支出額 ÷ 総報酬年額

次に、支出の説明を致します。

令和 4 年度決算見込みについて説明致します。

令和 4 年度支出予算約 30,370 百万円に対して、決算見込みは約 28,772 百万円となる見込みで、予備費を除いた対予算比でみると約 76 百万円減となる見込みです。要因として、納付金の額の計算の基礎となる調整率等が予算作成時の率より若干下がったこと等によります。

令和5年度支出予算は約34,757百万円、対令和4年度決算見込みに対して約5,985百万円増えるようにみえますが、予備費2,056百万円を計上していますのでこれを除くと約3,929百万円増となります。保険給付費で約838百万円の増、納付金で約2,938百万円の増が主な要因です。

	R4年度決算見込①	R5年度予算②	②/① (%)
事務費	289,026	383,109	132.6
保険給付費	15,684,387	16,521,893	105.3
納付金	10,847,542	13,785,510	127.1
保健事業費	1,516,654	1,562,411	103.0
財政調整事業拠出金	412,048	422,774	102.6
その他の支出	22,540	25,715	114.1
予備費	0	2,055,628	—
支出合計	28,772,197	34,757,040	120.8
経常支出合計	28,360,108	32,276,269	113.8
経常収支差引額	1,687,234	-1,458,043	-86.4

(単位：千円)

令和5年度事務所費予算は、職員の給与、事務所賃料等の事務所費約381百万円、組合会費約2百万円と合計で約383万円となります。

事務所費

	R4年度決算見込①	R5年度予算②	②/① (%)
事務所費(千円)	288,154	380,581	132.1
組合会費(千円)	872	2,528	289.9
合計(千円)	289,026	383,109	132.6
被保険者1人当たり(円)	4,998	6,538	130.8
保険料に対する割合(%)	0.96%	1.25%	+0.29 p

令和5年度保険給付費予算は、令和4年度決算見込みに対して約838百万円増の約16,522百万円としています。人数増及び1人当たり医療費4.0%増の影響による増加となっています。保険料収入の53.77%を占めています。

法定給付費

	R4年度決算見込①	R5年度予算②	②/① (%)	
法定給付費	被保険者	9,170,415	9,632,448	105.0
	被扶養者	5,640,020	5,916,734	104.9
	高齢者	582,241	666,869	114.5
	高額療養費	103,186	108,997	105.6
	合計	15,495,862	16,325,048	105.4
付加給付	188,525	196,845	104.4	
保険給付費合計	15,684,387	16,521,893	105.3	
被保険者1人当たり(円)	271,215	281,944	104.0	
保険料に対する割合(%)	52.25	53.77	+1.52 p	

(単位：千円)

令和 5 年度前期高齢者納付金は、令和 5 年度概算額の算出において前期高齢者 1 人当たり医療費及び調整率が上がったことにより対前年度概算額 910 百万の増、また、令和 3 年度精算分については、前期高齢者 1 人当たり医療費が上がったことにより精算が発生し、対令和 4 年度比で約 2,194 百万円増となった。

また、令和 5 年度後期高齢者支援金は総報酬額及び負担率の増加により対前年度 590 百万円の増、令和 3 年度分精算において負担率減となったことから約 230 百万円の還付となったが、令和 4 年度の還付額より 150 百万円減ったため、対前年度比 740 百万円増となった。

令和 4 年度納付金決算見込約 10,848 百万円に対し、令和 5 年度納付金予算は約 13,786 百万円となっています。令和 5 年度の納付金額は、保険料収入の 44.87%を占めています。

納付金・支援金等

	R3 年度決算	R4 年度決算見込①	R5 年度予算②	②-①	②/① (%)
前期高齢者納付金	4,857,899	4,160,866	6,355,143	2,194,277	152.7
後期高齢者支援金	6,914,811	6,686,468	7,430,261	743,793	111.1
病床転換事務費拠出金	20	19	10	-9	52.6
日雇拠出金	0	0	1	1	-
退職者給付拠出金	213	189	95	-94	50.3
合 計	11,772,943	10,847,542	13,785,510	2,937,968	127.1
被保険者 1 人当たり(円)	205,494	187,576	235,248	47,672	125.4 %
保険料に対する割合(%)	40.26	36.14	44.87	8.73 p	-

(単位:千円)

令和 5 年度保健事業費は、対令和 4 年度決算見込みに対し、特定健康診査事業費及び特定保健指導事業費が各事業の促進により特定健康診査事業費が約 1.4 百万円の増、特定保健指導事業費が約 1.6 百万円の増、保健指導宣伝費で約 18 百万円の増、疾病予防費が被保険者数増による人間ドック受診者数増等により約 21 百万円の増等、体育奨励費で約 4 百万円により、対前年度比約 46 百万円増の約 1,562 百万円としています。

保険料収入の 5.09%を占めています。

保健事業費

	R4 年度決算見込①	R5 年度予算②	②/① (%)
特定健康診査事業費	38,633	39,985	103.5
特定保健指導事業費	91,085	92,703	101.8
保健指導宣伝費	59,435	77,718	130.8
疾病予防費	1,296,321	1,316,845	101.6
体育奨励費	30,142	34,122	113.2
その他	1,038	1,038	100.0
合 計	1,516,654	1,562,411	103.0
被保険者 1 人当たり(円)	26,226	26,662	101.7
保険料に対する割合(%)	5.05%	5.09%	+ 0.04 p

(単位:千円)

以上が支出の説明となります。

一般勘定の収入・支出の説明は、以上となります。

次に介護保険の予算について説明致します。

介護保険料は、国から請求される介護納付金を納めるために徴収するものとなります。

令和4年度決算見込みの収支差引額は約192百万円ですが、繰入金120百万円を計上しているため実力ベースでは約72百万円プラスの見込みとなります。

令和5年度予算では、繰入金120百万円、予備費約150百万円を計上しているため、実力ベースでは約30百万円の黒字予算となります。令和5年度では1.75%を維持できる見込みですが、令和6年度以降介護保険料率の引き上げが必要となる可能性もあります。

令和5年度の介護保険料率は、引き続き1.75%でお願いしたいと思います。

	R4年度決算見込①	R5年度予算②	②/① (%)
平均2号被保険者数 (人)	39,689	40,690	102.5
保険料徴収者数 (人)	30,250	31,000	102.5
平均標準報酬月額(円)	418,900	417,400	99.6
平均標準賞与額(千円)	1,503.8	1,377.4	91.6
(支給月数)	3.59 月	3.30 月	-0.29 月
介護保険料率	R4年度	R5年度	②-①
	1.75 %	1.75 %	±0 p

介護勘定

		R4年度決算見込①	R5年度予算②	②/① (%)
収入	保険料収入	3,457,136	3,464,524	100.2
	繰入金	120,000	120,000	100.0
	国庫補助金(事業費補助)	—	—	—
	雑収入等	5	6	120.0
	合計	3,577,141	3,584,530	100.2
支出	介護納付金	3,384,698	3,433,073	101.4
	還付金	325	1,000	307.7
	予備費	—	150,457	—
	合計	3,385,023	3,584,530	105.9
収支差引額		192,118	0	—

次に、令和 4 年度決算見込みの残金処分見込額について説明致します。

一般勘定の決算残金は、約 1,943 百万円のうち、1 百万円は財政調整繰越金として令和 5 年度予算に繰り越し、残りの約 1,942 百万円を別途積立金に計上します。

令和 4 年度決算時保有見込額は、法定準備金は約 4,342 百万円、別途積立金は令和 4 年度決算残金処分約 1,942 百万円がプラスとなり、その結果約 14,998 百万円となる見込みです。

介護勘定の準備金保有額は、令和 3 年度決算時保有額約 609 百万円でしたが、令和 4 年度決算見込みにおいて 120 百万円の繰入、令和 4 年度決算残金処分予定額約 192 百万円、以上より令和 4 年度決算時保有額見込は約 681 百万円となる見込みです。

なお、令和 5 年度予算において 120 百万円繰り入れます。

準備金保有額は、一般勘定と介護勘定合計の保有目標額約 3,670 百万円に対して、保有額見込みは合計で約 5,023 百万円、保有率は 136.85%となります。

以上が第 1 号議案及び第 2 号議案についての説明です。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

それでは、ここで少しお時間をいただいて当健保組合の経営見通しと健康保険組合を取り巻く状況について常務理事より説明致します。

[常務理事]

当健保組合経営見通しと健康保険組合を取り巻く状況について説明させていただきます。

一般勘定をみると、令和 2 年度から令和 4 年度は黒字が続いておりますが、これはコロナによる受診控えが一番大きな要因です。

保険給付費において、令和元年度約 14,240 百万円から令和 2 年度約 12,920 百万円と大きく減っており、これはコロナによる受診控えの影響です。しかし、令和 3 年度には 14,630 百万円、令和 4 年度は 1,568 百万円と増えてきており、令和 4 年度はコロナ前の水準に戻ってきたと言えます。

1 人当たりの保険給付費は毎年 2～3%程伸びる傾向にありましたが、令和 4 年度からコロナ前の水準に戻ってきていると考えられます。

納付金は、当年度の概算額と 2 年前の精算額に対する確定額を精算した額を合わせて支払う仕組みになっていますが、2 年前の確定額との精算額によっては前期高齢者納付金は年度によって大きく変動します。令和元年度の額から令和 4 年度は大きく下がっていますが、これはコロナによる受診控えの影響で令和 2 年度の確定額が下がったことによります。

後期高齢者支援金は、右肩上がりの傾向で伸びています。

コロナの受診控えの影響を受けない令和 6 年度・7 年度の見通しは、令和元年度の額をベースに試算し、令和元年度を 100 とした場合、令和 4 年度は 106 となっており年間 2%平均で上昇したと考えることができ、令和 6 年度、令和 7 年度もこの傾向で上昇するとして令和 6 年度は 110、令和 7 年度は 112 となる額で算出しています。令和 5 年度の 1 人当たりの保険給付費は令和 4 年度から 4%アップで算出しています。

令和 6 年度・7 年度の収入見通しは、令和 5 年度予算の収入と同額としています。

納付金は、支出の42%を占め、令和5年度予算1,379百万円は令和4年度決算見込比でみると約2,940百万円増ですが、コロナ前の令和元年度の1,347百万円と同じ水準となっています。

令和6年度、令和7年度の納付金の計算において概算額は横ばい、2年前の精算額がどの程度まで発生するかで変わってきます。令和5年度から赤字基調になる見通しですが、別途積立金を取り崩すことで対応できます。次に、法定準備金と別途積立金について説明致します。

法定準備金と別途積立金の合計額は、令和4年度で約19,340百万円、令和5年度予算で約18,100百万円、令和6年度見通しで約1,604百万円、令和7年度見通しで約14,780百万円となります。

次に、他の商社連合健保の料率についてですが、10.0%と高い組合もありますが、9%台の組合が多くなっています。参考までにご覧ください。

介護保険について説明致します。健保組合において被保険者から介護保険料を徴収し、介護納付金として国に納めます。介護納付金の額は、標準報酬総額に介護保険料負担率を掛けて計算されます。

令和2年度から介護保険料率を1.75%にし、令和4年度で3年目となります。

介護納付金の計算の基礎となる負担率は、令和4年度は1.89、令和5年度は1.94でしたが、2年前の概算に対する精算において還付が発生したため、令和5年度の介護保険料率は1.75%の据え置きとなっています。

しかし、令和6年度以降は還付を期待できないため、介護保険料率を上げないとならない可能性があり、1.95%程度まで上げる可能性があります。なお、介護勘定において、単独でも準備金保有率が100%を超える必要があります。以上です。

[議長]

それでは議案の審議に戻らせていただき、第3号議 組合規約の一部変更について常務理事より説明いたします。

[常務理事]

第3号議 組合規約の一部変更についてご説明いたします。

(1) 事業所の編入について、理事長専決により施行済みとなっております。

組合規約第4条「別表1」に、次の事業所を加えます。

① F M 保険サービス(株) 東京都港区 (新規適用年月日 令和4年12月1日)

代表者 小林 賢
資本金 500 万円 (I & T リスクソリューションズ(株)100%)
事業内容 保険代理業
被保険者数 18 人
設立年月日 令和4年9月30日

② (株)レオン・インターナショナル 東京都渋谷区 (新規適用年月日 令和4年12月21日)

代表者 林 真吾
資本金 3,000 万円
(当健保組合の適用事業所である(株)アイ・エフ・ビーの被保険者の転籍者が過半数を占める事業所であることから編入)
事業内容 繊維製品企画・生産・輸入・卸・販売
被保険者数 61 人
設立年月日 平成29年7月6日

(2) 事業所の削除（脱退）について

組合規約第 4 条「別表 1」から、次の事業所を削る。

	事業所名	人数	削除年月日	削除理由
1	(株) ユキザワ	33	令和 4 年 10 月 1 日	合併

計 1 事業所

(3) 事業所の所在地変更について

組合規約第 4 条「別表 1」の下記事業所の所在地を変更する。

	新（変更後）	旧（変更前）	変更年月日
1	キャプラン㈱ 東京都港区	東京都千代田区	令和 4 年 8 月 15 日
2	FM保険サービス㈱ 東京都文京区	東京都港区	令和 4 年 12 月 1 日

計 2 事業所

以上です。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、第 4 号議案 個人情報保護管理規程 別表 1 および 2 の一部追加について常務理事より説明いたします。

[常務理事]

第 4 号議案 個人情報保護管理規程 別表 1 および 2 の一部追加について、公金受取口座を活用した保険給付等の仕組みを利用するため、健康保険組合連合会提供の規程（例）に倣い、個人情報保護管理規程 別表 1 および 2 に追加する改訂を行いました。なお、理事長専決にて令和 4 年 10 月 1 日施行済みです。

新 旧 対 照 表

新		旧	
別表1 健康保険組合等が保有する個人情報		別表1 健康保険組合等が保有する個人情報	
個人情報の種類	情報の内容	個人情報の種類	情報の内容
適用関連	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ・その他被保険者等にかかる情報 <p>*被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報 (続柄・同居有無等)</p> <p>*任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先</p>	適用関連	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 <p>*被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報 (続柄・同居有無等)</p> <p>*任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先</p>
保険給付関連 (現物)	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書(レセプト)記載情報 <p>【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】</p>	保険給付関連 (現物)	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書(レセプト)記載情報 <p>【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】</p>
保険給付関連 (現金)	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費、移送費関連 <p>【治療用器具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等、その他被保険者等にかかる情報】</p>	保険給付関連 (現金)	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費、移送費関連 <p>【治療用器具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金関連 <p>【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金関連 <p>【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】</p>
保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・出産手当金・出産育児一時金関連 <p>【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】</p>	保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・出産手当金・出産育児一時金関連 <p>【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料(費)関連 <p>【死亡年月日、埋葬に要した費用、その他被保険者等にかかる情報】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料(費)関連 <p>【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報】</p>
保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、保健指導関連 (特定健康診査・特定保健指導) 	保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、保健指導関連 (特定健康診査・特定保健指導)

	<p>事業所とのコラボヘルスを含む) 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果、その他被保険者等にかかる情報】</p>		<p>事業所とのコラボヘルスを含む) 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】</p>
<p>(附則) 保険者番号及び被保険者等記号・番号の定義の改訂は、令和2年11月1日施行とする。 <u>請求者に係る情報は個人情報にあたるため文言追加による改訂は、令和4年10月1日施行とする。</u></p>		<p>(附則) 保険者番号及び被保険者等記号・番号の定義の改訂は、令和2年11月1日施行とする。</p>	
<p>別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的</p>		<p>別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的</p>	
<p>1～6 (略)</p>		<p>1～6 (略)</p>	
<p>7. 特定個人情報 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】 ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等 ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報 ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報 ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等 ・<u>保険給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報</u></p>		<p>7. 特定個人情報 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】 ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等 ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報 ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報 ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等</p>	
<p>【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報 ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報</p>		<p>【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報 ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報</p>	
<p>8. (略)</p> <p>(附則) オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的の追加改訂は、令和3年8月1日施行とする。 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的の追加改訂は、令和3年10月15日施行とする。 <u>情報連携により公金受取口座の情報を取得するための追加改訂(7)は、令和4年10月1日施行とする。</u></p>		<p>8. (略)</p> <p>(附則) オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的の追加改訂は、令和3年8月1日施行とする。 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的の追加改訂は、令和3年10月15日施行とする。</p>	

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、第5号議案 保健事業補助金支給規程の一部変更について常務理事より説明いたします。

[常務理事]

第5号議案 保健事業補助金支給規程の一部変更について

重症化予防プログラムの本人負担 20,000 円を廃止するため、データヘルス事業に係る補助についての条文を削除します。この事業の実施に必要な機器を個人に購入していただいていたのですが、レンタルに変更となったことによる保健事業補助金支給規程の一部を削除です。なお、本件は組合会にて承認後、厚生局へ届出致します。

新旧対照表					
新			旧		
(データヘルス事業に係る補助の範囲) 第8条			(データヘルス事業に係る補助の範囲) 第8条		
事業の別	対象者	実施方法及び補助額	事業の別	対象者	実施方法及び補助額
オンライン禁煙プログラム	禁煙外来利用者を除く被保険者	プログラム費用のうち、本人負担額を10,000円とし、本人負担額を除く費用を補助する。	重症化予防プログラム	40歳以上の被保険者の健診結果とレセプトを分析し、血管病や糖尿病腎症等の発症予測を行い高リスクと判定された者	プログラム費用のうち、本人負担額を20,000円とし、本人負担額を除く費用を補助する。
			オンライン禁煙プログラム	禁煙外来利用者を除く被保険者	プログラム費用のうち、本人負担額を10,000円とし、本人負担額を除く費用を補助する。
(附 則) この規程は平成23年4月1日より施行する。 この規程は平成24年4月1日より施行する。 この規程は平成29年4月1日より施行する。 この規程は令和3年4月1日より施行する。 この規程は令和5年4月1日より施行する。			(附 則) この規程は平成23年4月1日より施行する。 この規程は平成24年4月1日より施行する。 この規程は平成29年4月1日より施行する。 この規程は令和3年4月1日より施行する。		

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、第6号議案 財産管理規程の一部変更について常務理事より説明いたします。

[常務理事]

第6号議案財産管理規程の一部変更について説明致します。

令和5年度以降、予算編成基準の改正により備品定義が変わることによる変更と、文言および平仄修正など健康保険組合連合会の規程例に倣い当組合の規程の一部を変更致します。なお、本件は厚生局への届出は不要ですが、組合会の承認は必要となります。

新 旧 対 照 表	
新	旧
<p>(他の法令との関係) 第2条 組合財産の管理については、<u>関係法令及び関係通知並びに組合規約に定めるもののほか</u>、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>(規程の変更)</u> 第2条の2 この規程を変更する場合は、<u>組合会の議決によらなければならない。</u></p> <p>(財産の分類及び定義) 第3条 この規程において財産とは、次に掲げるものをいう。 二～三 (略) イ・ロ (略) 四 固定資産 イ 有形固定資産 (1)～(4) (略) (5) 備品 (事務所においてその用に供する耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る) (6) 車輛及び運搬具 ロ (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(重要財産) 第4条 前条に掲げる財産のうち、次のものは重要財産とする。 二～四 (略) 五 土地及び建物を除く固定資産 (耐用年数が経過したものを除く。) で、その時価評価額が50万円以上のもの。</p> <p>(保管責任者) 第6条 理事長は財産の保管責任者として事務長を指名し、固定資産の維持<u>及び</u>保全にあたらせるものとする。 2 保管責任者は、その所属する固定資産の維持<u>及び</u>保全について常に責任をもって点検し、原形・原能力を維持するよう整備しておかなければならない。</p> <p>(支払余裕金) 第8条 (略) 2 (略) 3 翌日に繰り越す手持ち現金は、<u>概ね</u>20万円以下とする。</p> <p>(有価証券)</p>	<p>(他の法令との関係) 第2条 組合財産の管理については、<u>健康保険法、健康保険法施行令、健康保険法施行規則、及び関係通達並びに組合規約に定めるもののほか</u>、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(財産の分類および定義) 第3条 この規程において財産とは、次に掲げるものをいう。 1～3 (略) (1)・(2) (略) 4. 固定資産 (1) 有形固定資産 ア～エ (略) オ備品 (取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の日用の道具、並びに事業に使用するための備え付けの諸物品に限る) ⑥車輛および運搬具 (2) (略) ア～ウ (略)</p> <p>(重要財産) 第4条 前条に掲げる財産のうち、次のものは重要財産とする。 (1)～(4) (略) 5. 土地、建物を除く固定資産 (耐用年数が経過したものを除く。) で、その時価評価額が50万円以上のもの。</p> <p>(保管責任者) 第6条 理事長は、保管責任者を指名し、固定資産の維持<u>および</u>保全にあたらせるものとする。 2 保管責任者は、その所属する固定資産の維持保全について常に責任をもって点検し、原形・原能力を維持するよう整備しておかなければならない。</p> <p>(支払余裕金) 第8条 (略) 2 (略) 3 翌日に繰り越す手持ち現金は、20万円以下とする。</p> <p>(有価証券)</p>

<p>第11条 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券をいう。）は、銀行又は信託会社に保護預り契約をし、又は登録機関に登録するものとする。</p> <p>2 有価証券のうち記名式とされるものは、すべて記名しておくものとする。</p> <p>（固定資産台帳）</p> <p>第15条 第3条に定める固定資産については、固定資産台帳を作成し整理しなければならない。</p> <p>2 固定資産台帳の作成に際し、取得時期、種類、構造、能力、用途及び価額を同じくする固定資産については、これを一括して作成することができる。</p> <p>（固定資産台帳の記帳）</p> <p>第16条 固定資産台帳には、次に掲げる事項を記帳するものとする。ただし、固定資産の性質によりその記載事項の一部を省略することができる。</p> <p>一 固定資産の名称及び資産整理番号、配置場所</p> <p>二 取得年月日、取得の内容及び買入先</p> <p>三 取得価額及び帳簿価額並びに単価</p> <p>四 （略）</p> <p>五 製作所・建設業者名・容量・寸法・能力・規格・構造又は内容</p> <p>六 使用又は保管の場所及び用途</p> <p>七 移管・転用・滅失・増設事項</p> <p>八～十 （略）</p> <p>（確認）</p> <p>第17条 常務理事は、財産を毎年度1回以上台帳と照合し、その結果を明らかにするため台帳に確認年月日並びに確認者を記録する。</p> <p>2 常務理事は照合の結果、滅失又は著しい破損等の事故を発見したときは、直ちにその原因を追求しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第4章 取得及び取得価額</p> <p>（取得）</p> <p>第19条 取得とは固定資産の新設・購入・譲受及び交換並びに拡張又は移転、改善をいう。</p> <p>2 固定資産の取得は、理事長の承認を得て行うものとする。</p> <p>3 10万円未満の固定資産の取得は、前項にかかわらず常務理事の承認を得て行うものとする。</p> <p>（贈与、低廉譲受等による取得価額）</p> <p>第21条 贈与又は低廉譲受により取得した固定資産の取得価額は時価評価額とする。</p> <p>（建物の取得価額）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>二・二 （略）</p> <p>（構築物又は装置の取得価額）</p> <p>第24条 構築物又は装置の取得価額は前条に準じて取扱う。</p> <p>第5章 改善及び修繕</p>	<p>第11条 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券をいう。）は、銀行または信託会社に保護預けをし、または登録機関に登録するものとする。</p> <p>2 有価証券のうち記名式とされるものは、すべて記入しておくものとする。</p> <p>（固定資産台帳）</p> <p>第15条 固定資産を管理するため、固定資産台帳を設け整理するものとする。</p> <p>2 新設</p> <p>（固定資産台帳の記帳）</p> <p>第16条 固定資産台帳には、次に掲げる事項を記帳するものとする。ただし、固定資産の性質によりその記載事項の一部を省略することができる。</p> <p>1. 固定資産の名称および資産番号、所在地</p> <p>2. 取得年月日、取得の内容及び取得先</p> <p>3. 取得価額および帳簿価額ならびに単価</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 製作所・建設業者名・容量・寸法・能力・規格・構造または内容</p> <p>6. 使用または保管の場所および用途</p> <p>7. 移管、転用、滅失、増設事項</p> <p>8. ～10 （略）</p> <p>（確認）</p> <p>第17条 財産は毎年度1回以上台帳と照合し、その結果を明らかにするため台帳に確認年月日ならびに確認者を記録する。</p> <p>2 確認者は照合の結果、滅失または著しい破損等の事故を発見したときは、その原因を追求し直ちに理事長に報告しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第4章 固定資産の取得および取得価額</p> <p>（取得）</p> <p>第19条 追加</p> <p>1 固定資産の取得は、理事長の承認を得た後に行うものとする。</p> <p>2 10万円未満の固定資産は、常務理事の承認を得て取得できるものとする。</p> <p>（贈与、低廉譲受等による取得価額）</p> <p>第21条 贈与または低廉譲受により取得した固定資産の取得価額は時価評価額とする。</p> <p>（建物の取得価額）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>（構築物または装置の取得価額）</p> <p>第24条 構築物または装置の取得価額は第23条に準じて取扱う。</p> <p>第5章 固定資産の改善および修繕</p>
---	---

<p>(改善費)</p> <p>第26条 固定資産の価値能力を増加し、又は使用可能期間を延長させるために要する費用は改善費とし、当該固定資産の評価替を行いその金額を帳簿価額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修繕費)</p> <p>第27条 固定資産の価値、原能力を維持するために要する費用及び部分的破損により現状に回復するために要する費用は修繕費とし、当該固定資産の帳簿価額には加えない。</p> <p>(用途変更、移設及び移築)</p> <p>第28条 固定資産の用途を変更し移設又は移築をするために要した費用は第26条第1項に準じて取扱う。</p> <p>(災害等による損傷固定資産の復旧費)</p> <p>第29条 固定資産が災害により損傷した場合は、被害の程度が軽微又は被害の程度が比較的軽いものについての復旧費用は全額修繕費とみなし第27条に準じて取扱う。</p> <p>2 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 外装の復旧、塗装及びガラスの装入等の費用</p> <p>三～六 (略)</p> <p>(土地等の時価評価)</p> <p>第33条 準備金として保有している土地等の帳簿価額が、時価と著しく乖離していると認められるときは、不動産鑑定士による鑑定等により、再評価を行い、台帳及び財産目録の価額の修正を行うものとする。</p> <p>(耐用年数)</p> <p>第34条 第31条及び第32条により減価償却をする場合における耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」の定めるところによる。</p> <p>第36条 削除</p> <p>(臨時償却)</p> <p>第37条 不慮の災害若しくは経済状態の悪化にともない、有形固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長期間にわたるか、又は回復の見込がないときは、その損失の程度を見積り臨時償却を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(重要財産の処分)</p> <p>第38条 重要財産である土地、建物(耐用年数が経過したものを除く)の売却・交換・譲渡又は廃棄を行うときは、組合会の議決を経て監督庁の認可を受けなければならない。</p> <p>2 準備金(土地、建物で保有するものを除く。)及び別途積立金並びに土地及び建物を除く固定資産(耐用年数が経過したものを除く)で、その時価評価額</p>	<p>(改善費)</p> <p>第26条 固定資産の価値能力を増加し、または使用可能期間を延長させるために要する費用は改善費とし、当該固定資産の評価替を行い、その金額を帳簿価額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修繕費)</p> <p>第27条 固定資産の価値、原能力を維持するために要する費用および部分的破損により現状に回復するために要する費用は修繕費とし、当該固定資産の帳簿価額には加えない。</p> <p>(用途変更、移設および移築)</p> <p>第28条 固定資産の用途を変更し移設または移築をするために要した費用は第26条第1項に準じて取扱う。</p> <p>(災害等による損傷固定資産の復旧費)</p> <p>第29条 固定資産が災害により損傷した場合は、被害の程度が軽微または被害の程度が比較的軽いものについての復旧費用は全額修繕費とみなし第27条に準じて取扱う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外装の復旧、塗装およびガラスの装入等の費用</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(土地等の時価評価)</p> <p>第33条 準備金として保有している土地等の帳簿価額が、時価と著しく乖離していると認められるときは、不動産鑑定士による鑑定等により、再評価を行い、台帳および財産目録の価額の修正を行うものとする。</p> <p>(耐用年数)</p> <p>第34条 第31条および第32条により減価償却をする場合における耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」の定めるところによる。</p> <p>(耐用年数の端数整理)</p> <p>第36条 固定資産の耐用年数計算に際して1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、前条に該当するものを除く。</p> <p>(臨時償却)</p> <p>第37条 不慮の災害もしくは経済状態の悪化にともない、固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長期間にわたるか、または回復の見込がないときは、その損失の程度を見積り臨時償却を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(重要財産の処分)</p> <p>第38条 重要財産である土地、建物(耐用年数が経過したものを除く)の売却・交換・譲渡・または廃棄を行うときは、組合会の議決を経て監督庁の認可を受けなければならない。</p> <p>2 準備金(土地、建物で保有するものを除く。)および別途積立金ならびに土地及び建物を除く固定資産(耐用年数が経過したものを除く)で、その時価評</p>
---	---

<p>が50万円以上のものの売却・交換・譲渡・廃棄又は取り崩しを行うときは、組合会の議決を経なければならない。</p> <p>(再評価) 第39条 固定資産(準備金で保有する土地、建物を含む。)を処分するときは、評価能力のある者に命じ、又は委嘱して時価評価を行い処分価額の妥当性を検証しなければならない。</p> <p>(固定資産の処分) 第40条 (略) 2 前項ただし書による場合は理事会に報告するものとする。</p> <p>(除却) 第41条 固定資産を譲渡又は売却処分したときは、その金額を当該年度一般会計の不用財産売却代の科目に収入し、当該固定資産の帳簿価額を除却するものとする。 2 (略) 3 前各項により生じた差益、差損については理事会に報告するものとする。</p> <p>附則 (施行期日) この規程は昭和50年1月1日より施行する。 この規程は平成21年8月1日より施行する。 この規程は平成30年3月1日より施行する。 この規程は平成31年3月1日より施行する。 この規程は令和4年4月1日より施行する。 この規程は令和5年4月1日より施行する。</p>	<p>価額が50万円以上のものの売却・交換・譲渡・廃棄または取り崩しを行うときは、組合会の議決を経なければならない。</p> <p>(再評価) 第39条 固定資産(準備金で保有する土地、建物を含む。)を処分するときは、評価能力のある者に命じ、または委嘱して時価評価を行い処分価額の妥当性を証明しなければならない。</p> <p>(固定資産の処分) 第40条 (略) 2 前項の但し書による場合は、理事会に報告するものとする。</p> <p>(除却) 第41条 固定資産を譲渡または売却処分したときは、その金額を当該年度一般会計の不用財産売却代の科目に収入し、当該固定資産の帳簿価額を除却するものとする。 2 (略) 3 前各号により生じた差益、差損については理事会に報告するものとする。</p> <p>附則 (施行期日) この規程は昭和50年1月1日より施行する。 この規程は平成21年8月1日より施行する。 この規程は平成30年3月1日より施行する。 この規程は平成31年3月1日より施行する。 この規程は令和4年4月1日より施行する。</p>
--	---

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、報告事項に移らせていただきます。ここからは、理事会で決定したことの報告となります。報告事項1 会計事務取扱規程の整備について常務理事より説明いたします。

[常務理事]

報告事項1 会計事務取扱規程の整備について説明致します。

規約書作成必要範囲、備品台帳管理の合理化、役職の整理、平仄修正等の事務の効率化を目的とし、会計事務取扱規程の変更例が健康保険組合連合会から提供されましたが、以前より規程例と当組合規程の条並びとの大きな乖離があり、修正処理に困難が生じていたため、今回の規程変更を機に健康保険組合連合会規程例の条並びに倣い入替整備を行います。

なお、本件は厚生局への届出は不要ですが、理事会にて議決・承認を得た後、組合会にて報告する必要があります。

017-6 会計事務取扱規程
第 1 章 総 則
(目的)
第1条 この健康保険組合(以下「組合」という。)の会計事務は、関係法令及び関係通知並びに組合規約に定めるもののほか、この規程により取り扱うものとする。
(規程を変更する場合)

第2条 この規程を変更する場合は、理事会の議決によらなければならない。

(管理責任)

第2条の2 理事長及びこれらの補助者たる財務を担当する役職員は、組合の行う経理について、善良な管理者としての注意を払わねばならない。

(実行計画とその統制)

第2条の3 理事長は、組合事業の合理的かつ能率的な運営を図るため、事務所における予算の実行を定め、その統制を図らねばならない。

第 2 章 会 計 帳 簿

(帳簿の備付)

第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。

出納関係

- 一 現金出納簿
- 二 歳入簿
- 三 歳出簿
- 四 収支差引残簿
- 五 銀行別預金帳簿
- 六 一時借入金及び準備金繰替使用簿
- 七 歳入歳出外出納整理簿
- 八 前金払・概算払整理簿
- 九 その他の補助簿

財務関係

- 一. 積立金台帳（積立金別）
- 二. 固定資産台帳
- 三. 備品台帳（含図書台帳）（様式第一号）
- 四. 切手等受払簿
- 五. その他の補助簿

徴収関係

- 一. 保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿
- 二. 保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿
- 三. その他の補助簿

人事関係

- 一. 給与支払明細簿
- 二. 源泉徴収簿

(帳簿の様式)

第4条 帳簿の様式は、会計帳簿の様式に関する通知において定められてあるものを除き別に定める。

(帳簿の記帳)

第5条 帳簿の記帳は、それぞれの証拠書類に基づき、その都度整理しなければならない。

2 帳簿は行毎に順次記帳することとし、途中空欄をおかないものとする。

(紙で保存する帳簿の訂正及び削除等)

第6条 帳簿の記載事項につき、訂正、挿入又は削除をしようとするときは、その箇所を二線の朱線を引き、訂正の場合はその上位に正書して、もとの字をなお読み得るような字体を存置しておくようにしなければならない。

2 前項により訂正及び削除等を行なった場合においては、その箇所に記帳取扱者の認印を捺さなければならない。

(帳簿の締切)

第7条 帳簿は、その種類により、毎日、毎月又は期末ごとに締切り整理しなければならない。

(電子計算機組織を利用した経理処理)

第8条 経理事務を電子計算機組織(小型の電子計算機及び端末機を含む。以下「電子計算機」という。)を利用して行う場合については、次の方法によらなければならない。

一 経理事務を電子計算機により処理する場合、帳票の様式及び記載方法が平成14年9月26日保保発0926002号によるものであるものについては、電磁的記録により保存したものを「歳入簿」、「歳出簿」、「現金出納簿」、「一時借入金及び準備金繰替使用簿」及び「収支差引残簿」(以下「法定帳簿等」という。)とする。ただし、出力し保存する場合は、帳票に通し番号(ページ)を附して編綴したものをもって法定帳簿等とする。

二 前号ただし書の場合は、会計年度終了時において出力して作成したものとする。

三 経理事務を適正に行うため、各月毎に、月末の締切処理が終了した時点で経理担当責任者の確認を受けるものとする。なお、第一号ただし書の場合には、月末の締切処理が終了した時点で年度当初から、当該月分までの記載内容を出力することとし、会計年度終了時まで法定帳簿等として管理する。ただし、電子計算機の処理能力等により各月毎に当該月分までの記載内容を出力することが困難な場合には、当面、各月毎に当該月分のみの記載内容を出力し管理する。この場合の帳票についても、通し番号を附して編綴するものとする。

四 監事監査等を随時に受けられるようにするため、必要に応じて、監査日等の直近の内容を記載した法定帳簿等を作成できるよう措置するものとする。

五 電磁的記録により保存した法定帳簿等の記載事項につき、訂正、挿入又は削除をしようとするときは、第6条の規定に関わらず、もとの記載事項を記録しておくとともに、訂正、挿入又は削除をした者及び履歴を記録できるようにしなければならない。

六 第一号以外の帳簿についても電磁的記録により保存した場合は、準ずる取扱いとする。

(帳簿等の保管責任者)

第9条 帳簿及び証拠書類の保管は、事務長がこれを行う。

2 帳簿及び証拠書類の保存期間は、文書保存規程の定めるところによる。

第 3 章 金 銭 出 納

(出納員の任命及び設置)

第10条 収入及び支出は、すべて理事長又は理事長から事務の委任を受けた常務理事の指示により、出納員（組合の現金及び有価証券又は物品等を出納保管し、その責に任ずる職員をいう。以下同じ。）がこれに当たる。

2 理事長は、当組合総務経理課に配属された職員を出納員に任命する。

3 理事長は、主任出納員として事務長を充て、出納員の事務の管理を行わせる。

4 理事長は、必要に応じて出納員につき分任出納員を置き、出納員の事務の一部を行わせることができる。

(金銭の出納方法)

第10条の2 金銭の出納は現金、預金（普通預金、通知預金、定期預金、金銭信託、貸付信託）、振替貯金証書、郵便為替証書による。

(執行日の記入)

第11条 収入又は支出を終了したときは、その決議書に執行日を記入しなければならない。

(出納手続)

第12条 収入及び支出は、それぞれの証拠書類を添えた収入決議書及び支出決議書によってしなければならない。収入決議書及び支出決議書は当該予算科目を明記作成し、これを整理しなければならない。

(支出決議書の処理)

第13条 出納員は、支出決議書を受けたときは、領収書欄に債主の領収印を押印させ、又はその他による領収書を徴しなければならない。

2 債主の領収印は、止むを得ない事由による場合を除き、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。

(執行不能の処理)

第14条 出納員は、収入決議書及び支出決議書の執行が不能となったときは、その理由を附し、理事長の決裁を受けなければならない。

(科目の更正)

第15条 出納員は、出納の過誤に関し、科目の更正を要する場合は、証拠書類を添え科目更正決議書によって整理しなければならない。

(出納員の交替)

第16条 出納員である職員が交替したときは、前任者は後任者と立会のうえ、関係帳簿と現金等の照合をし、速やかに引き継ぎを行い、双方連署のうえ、事務引継書を作成し、常務理事に提出しなければならない。

2 前任者が死亡その他の事情により引き継ぎをすることができないときは、常務理事の命じた職員に事務引継をさせる。

(組合の金庫事務)

第17条 組合の金庫（手提金庫を除く）の管理は理事長又は理事長から事務の委任を受けた常務理事が行う。

2 手提金庫の管理は主任出納員が行う。

(領収書の交付)

第18条 金銭を収納したときは、領収書を交付しなければならない。領収書は3枚複写式とし、連続番号を付して、1枚は発行控、1枚は証拠書類として収入決議書に添付する。

2 前項により難しい場合は、別に定めることができるものとする。

(領収書の受領)

第19条 諸支払いは、領収書を受領しなければならない。ただし、振替貯金又は銀行振込による支払いの場合における領収書は、この限りではない。

2 領収書は当該支出決議書に添付して整理しなければならない。

(歳入の過誤納及び歳出の過誤払の整理)

第20条 歳入の過納となった金額は、これを収入した科目から払い戻すものとする。

2 歳出の過払、誤払となった額、現金、概算払、前渡金等の精算返納の金額は、各々それを支払った科目に戻入するものとする。

(収入金の預入)

第21条 歳入に属する現金収納額は、支払金に充当しないで銀行に預入するものとする。

(現金の出納)

第22条 銀行預金について主任出納員は、毎月銀行別預金帳簿により、明確に預金を種類別に預入、払戻しを行った事実を確認するとともに、毎月末には当該銀行と残高を照合し、必要に応じて現在高証明書を徴するものとする。

(前金払及び概算払)

第23条 次に掲げる経費については、平成19年2月1日付け保保発第0201001号「健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱いについて」（以下「19年通知」という。）に基づき、前金払をすることができる。

- 一 外国から購入する機械及び図書等の代価
- 二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対して支払う受信料
- 三 土地又は家屋の借料
- 四 運賃
- 五 委託費
- 六 補助金
- 七 諸謝金
- 八 電話、電気、ガス及び水道の引込工事並びにこれらの料金
- 九 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に保証された工事の代価に10分の4以内の割合を乗じた額
- 十 前各号に準ずる支払

2 次に掲げる経費については、19年通知に基づき、概算払をすることができる。

- 一 旅費
- 二 社会保険診療報酬支払基金又は指定医療機関に対して支払う診療費
- 三 官公署に対して支払う経費
- 四 委託費

五 海外に在住する被保険者及び被扶養者に係る健康診査費

六 補助金

七 前各号に準ずる支払

3 前二項の処理を行うときは、19年通知に基づき取り扱うこととし、あらかじめ前金払、概算払を必要とする理由及び経費内訳につき起案し、常務理事の決裁を受けるものとする。

4 前金払、概算払については前金払、概算払整理簿に記帳し、経過を明確にしておくこと。
(概算払の精算)

第24条 現金の概算払を受けた者は、その用務又は要件終了後5日以内に概算払精算書を調製し、証拠書類を添えて常務理事の決裁を受けなければならない。

(支払方法)

第25条 この組合の支払いは原則として銀行振込、現金で行う。

(収支日計表の作成)

第26条 出納員は、毎日の現金残高と帳簿残高を主任出納員の立ち会いの下に照合し、収支日計表を作成して常務理事の確認を受けなければならない。

(常務理事による突合確認)

第27条 常務理事は、毎月1回以上、現金出納簿と預貯金・残高証明書等の突合を行うものとする。

(現金の保管等)

第28条 現金は、組合で指定した金融機関に預け入れて保管することとし、手持現金については、財産管理規程で定める額を限度とする。

2 保険料等の収入について、組合でこれが取扱いの委託機関によって収納された現金については、前項で規定する金融機関に預け入れたものとみなす。

(支出予算の款内項間の流用)

第29条 支出予算の款内項間の流用は法令で規定する手続きを経て流用を必要とする理由、科目、金額を明らかにした流用何を作成し、理事長の決裁を受けなければならない。

2 予算の流用については流用年月日、費目、金額を組合会に報告し、承認を得るものとする。

(出納閉鎖後の収入支出)

第30条 出納閉鎖後の収入支出は、これを現年度の歳入歳出とする。

(収支証拠書類の整理)

第31条 収入及び支出の証拠書類は、各月別に編綴するものとする。

2 証拠書類は各科目別に区分紙をつけ、証拠書類の総金額と枚数を記載するとともに、それを款項に区分紙をつけて、それぞれ金額、枚数を記載し散逸しないように整理するものとする。

第 4 章 契 約

(契約の方法)

第32条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項

の予定価格を定め、競争入札としなければならない。

2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、随意契約としても差し支えないものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 急迫の際で競争入札に付する時間的余裕がないとき。
- 三 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 四 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 五 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 六 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 七 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 九 競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札に付しても落札者がいないとき、又は落札者が契約を結ばないとき。

3 前項第四号及び第六号に該当する財産には、消耗品その他の物品であっても、一括での購入及び売払の場合は準用するものとする。

(契約書の作成)

第33条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が150万円を超えない場合（法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。）は、契約書の作成を省略することができる。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額
- 三 履行期限
- 四 補償金額
- 五 契約の相手方による善良なる管理者の注意義務の遵守
- 六 契約の相手方及びその従業員による、知り得た事実の漏洩の禁止
- 七 承認を受けない再委託の禁止
- 八 契約事項に違反した場合における契約解除及び損害賠償に関する事項
- 九 その他必要な事項

第 5 章 営 繕

(営繕)

第34条 建物、構築物等の営繕を必要とするときは、担当者は事務長の指示を受け起案文書を作成し、常務理事の承認を受けなければならない。ただし、1口の予定価格が10万円を超える場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(検収)

第35条 前条において、建物、構築物等の営繕が竣工したときは、事務長は見積書に基づき

検査、確認を行い、その結果を文書で常務理事に報告しなければならない。

- 2 1口10万円を超える営繕の場合は、常務理事立会のうえ検査、確認を行わなければならない。

第 6 章 物 品 会 計

(物品の定義)

第36条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。

- 2 備品とは、事務用器具機械類その他の設備品で、耐用年数が1年以上かつ取得価格が5万円以上10万円未満のもの及び図書（パンフレット類を除く）をいう。
- 3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器財、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時的に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。

(物品の購入及び修理)

第37条 物品の購入、印刷又は修理を必要とするときは、担当者は事務長の指示を受け起案文書又は購入（修理）伺を作成し、常務理事の承認を受けなければならない。ただし、1口の予定価格が10万円を超える場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(検収)

第38条 物品、印刷物の納入又は物品の修理が完了したときは、事務長は見積書、納品書等と現品とを照合し、数量、品質等の検査、確認を行い、検収調書を作成し検収の結果を常務理事に報告しなければならない。ただし、1口10万円を超える検収の場合は、常務理事立会のうえ検査、確認を行わなければならない。

- 2 保健事業等に要した物品に残品のあった場合、事務長はその使用の内容を明確にし、明細書を添えて返納し常務理事の承認を受けなければならない。

(物品の取扱い及び保管責任者)

第39条 物品の保管責任者として、事務長を充てる。

- 2 物品等に関するすべての取扱いを行うため、必要により物品取扱主任者を置くことができる。

(物品の取扱い)

第40条 備品については、備品台帳を作成し整理しなければならない。

- 2 物品保管責任者は毎年度末に現品を点検確認し、廃棄を要するものは速やかに廃棄処分の手続きをしなければならない。

(物品の毀損等届出)

第41条 物品を毀損又は亡失したときは、保管者はその事由を具して保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。

(物品の廃棄処分)

第42条 毀損その他の事由により物品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。

(物品の売却及び譲渡)

第43条 物品を売却又は譲渡する場合は、理事長又は常務理事の承認を受けなければならない。

(金券受払簿の備付)

第44条 郵便切手、葉書及び収入印紙等を購入保管する場合には受払簿を備え、整理するほか受払いの経過を明らかにし、常務理事の決裁を受けなければならない。

第 7 章 固定資産会計

第45条 固定資産会計に関しては、財産管理規程で定める。

第 8 章 給付金の支払

(給付金の支払方法)

第46条 支給決定済給付金の支払については、支出担当者は種別ごとの金額を算出して、支払予定日を定め常務理事の承認を経て、銀行振込で支払う。

ただし、高額療養費、一部負担還元金及び付加金については各支給手続規程により支給する。

(基金への振込み)

第47条 社会保険診療報酬支払基金に対する支払いは、担当係で審査のうえ常務理事の決裁を経て主任出納員が出納員に命じ、取扱銀行に振り込むものとする。

第 9 章 雑 則

(この規程の実施に関し必要な事項)

第48条 この規程の実施にあたり、これによりがたい場合があるときは、理事会の決定する方法による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する

この規程は、令和5年4月1日から施行する (017-6)

【法定準備金（一般勘定）】

令和5年3月31日現在

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
三井住友	普通			2,077,821,103円	
三菱UFJ信託	1年定期	2023.3.31	0.002%	425,353,104円	継続
三井住友信託	1年定期	2023.3.31	0.002%	500,000,000円	継続
	1年定期	2023.3.31	0.002%	598,793,178円	継続
	1年定期	2023.4.27	0.002%	76,415,000円	継続
	1年定期	2023.6.4	0.002%	500,000,000円	継続
銀行預金合計				4,178,382,385円	
支払基金	委託金			163,615,000円	継続
合計				4,341,997,385円	

【別途積立金】

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
三井住友	普通			6,911,586,541円	
三井住友	1年定期	2023.08.07	0.002%	800,000,000円	継続
三井住友	1年定期	2023.08.08	0.002%	800,000,000円	継続
三井住友	1年定期	2023.08.09	0.002%	800,000,000円	継続
三井住友	1年定期	2023.08.10	0.002%	745,036,168円	継続
支払余裕金に繰替え使用中（年度末返済予定）				3,000,000,000円	
合計				13,056,622,709円	

【準備金（介護勘定）】

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
みずほ	普通			158,685,394円	
	1年定期	2023.04.06	0.002%	100,000,000円	継続
	1年定期	2023.04.06	0.002%	150,000,000円	継続
支払余裕金に繰替え使用中（年度末返済予定）				80,000,000円	
合計				488,685,394円	

【退職積立金】

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
三菱 UFJ 信託	1年定期	2023.3.31	0.002%	10,897,000 円	継続
	1年定期	2023.3.31	0.002%	10,845,807 円	継続
	1年定期	2023.3.31	0.002%	6,084,000 円	継続
	1年定期	2023.3.31	0.002%	7,014,000 円	継続
	1年定期	2023.3.31	0.002%	7,400,000 円	継続
	1年定期	2023.3.31	0.002%	8,742,750 円	継続
	1年定期	2023.3.31	0.002%	8,865,000 円	継続
	1年定期	2023.9.30	0.002%	13,198,000 円	継続
	1年定期	2023.9.30	0.002%	693,440 円	継続
	1年定期	2023.9.30	0.002%	7,929,925 円	継続
	1年定期	2023.9.30	0.002%	7,158,245 円	継続
	1年定期	2023.9.30	0.002%	6,845,500 円	継続
	1年定期	2023.9.30	0.002%	1,890,193 円	継続
	1年定期	2023.9.30	0.002%	8,400,000 円	継続
	1年定期	2023.9.30	0.002%	8,984,500 円	継続
合計				114,948,360 円	

令和 4 年度積立予定額

銀行名	種類	満期日	預金時利率	金額	満期以降
三菱 UFJ 信託	6ヵ月定期	2023.09.30	未定	9,225,500 円	新規 (2023.3月 積立予定)
合計				9,225,500 円	

【議長】

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に、報告事項 3 第 19 期組合会議員総選挙について常務理事より説明いたします。

[常務理事]

報告事項 3 第 19 期組合会議員総選挙について説明致します。

令和 5 年 3 月 31 日をもって第 18 期組合会議員の任期が満了するため、3 月 20 日（月）に 第 19 期組合会議員総選挙を行います。選挙長は、当健保組合事務長竹島弘道とし、選挙事務手続は事務局に一任いただきます。

当選人の任期は第 19 期令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

第 19 期組合会議員決定後、直ちに第 19 期理事選挙を実施し、新理事による理事長選挙を実施します。当選人の任期は第 19 期令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に、報告事項 4 第 19 期監事選挙について常務理事より説明いたします。

[常務理事]

報告事項 4 第 19 期監事選挙について、監事 2 名任期満了のため、4 月 3 日（月）に第 19 期第 1 回組合会を開催し監事選挙を行います。

なお、当選人の任期は、第 19 期 令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

以上で本日の議案・報告事項は、全て終了いたしました。

これにて本日の第 18 期第 7 回組合会を終了いたします。

午後 5 時 00 分 議長が閉会を宣した。

以上

決議した事項

		賛	否
第1号議案	令和5年度事業計画及び 令和5年度収入支出予算について	34(12)	0
第2号議案	令和5年度健康保険料率・介護保険料率について	34(12)	0
第3号議案	組合規約の一部変更について(適用事業所の異動)		
	1. 事業所の編入について	34(12)	0
	2. 事業所の削除(脱退)について	34(12)	0
	3. 事業所の所在地変更について	34(12)	0
第4号議案	個人情報保護管理規程 別表1 および2の一部追加について	34(12)	0
第5号議案	保健事業補助金支給規程の一部変更について	34(12)	0
第6号議案	財産管理規程の一部変更について	34(12)	0

()内数字は書面出席－内数